

(別添)

変更箇所	変更内容
別表2 ベトナム 輸出証明書の発行(法第 15 条第2項)	以下の改正 (旧) <u>水産食品</u> (別紙 VN-S1) (農) (新) <u>活水産動物</u> (別紙 VN-S2) (農)
別紙リスト ベトナム	以下の追加 別紙番号: VN-S2 名称: ベトナム向け輸出活水産動物の取扱要綱
別紙 VN-S1 「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」	1 施設の認定対象及び証明書の発行対象から活水産動物を除外 2 1に伴う施設認定申請書及び証明書申請書の改正 3 その他、所要の改正
別紙 VN-S2 「ベトナム向け輸出活水産動物の取扱要綱」	新規制定